

## 前橋地方裁判所委員会（第10回）議事概要

1 日時 平成19年3月13日（火）13:30～16:00

2 場所 前橋地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員・50音順，敬称略）

安中啓子，飯野真幸，大澤克博，大橋寛明，久我泰博，高坂隆信，小林敬子，小林敬，鈴木叡，高橋康三，富岡恵美子，深堀充，町田久，宮崎瑞穂，山口幸男

（ゲストスピーカー）

筑波大学教育学系教授 江口勇治

群馬県立中央高等学校教諭 上原功

桐生市立広沢中学校教諭 森尻利明

（事務局担当者）

事務局長栗田昭彦，民事首席書記官平澤憲雄，刑事首席書記官渡部高士，

事務局次長及川節子，総務課長佐藤雅史

4 議事

講演（テーマ「法教育」）の後，意見交換（テーマ「法教育 前橋地方裁判所が法教育にどのように関与し，貢献することができるか。」）を行った。

5 議事経過

【江口勇治教授（講演の要旨）】

配布した資料（江口勇治「子供に伝える「法教育」法律のひろば2004.1月号66頁）から入りたい。法や司法を学ぶ機会を子供たちにも与えると，子供たちは子供たちなりに法や司法をうまく使いこなすのでは，学習機会がない時には，子供たちに「大人になったときに犯罪をするな，契約を守れ」と言っても，その意味がよく分からないので，形を変えてでもいいから学習機会を与えて欲しいと思う。過去には，そのようなことを道徳や人間関係とか地域が伝えていたのかもしれないが，現代では法や司法を伝えるための教育が必要であるというのが私の主張である。

アメリカでは，法に関連した教育，「Law-Related Education」という言葉を使って，法に関連して，政治，経済，社会道徳も含めて，法を社会全体の中でとらえる教育を行っている。日本の学校教育の中で同じように議論をすると，政治的になり過ぎたり，非常に偏った見方があったりする。そこで私は，ざっくりばらんに法を伝えるような教育が必要ではないかということで，「法教育」と称して，この類の教育を主張してきた。その後，司法制度改革審議会が「司法教育」という言葉を言い始めたが，司法，裁判という所でいつも生きているわけではなく，裁かないで物事を解決する局面は幾らでもある。そして「司法教育」を学校で行うと，かなり偏った狭いイメージの教育になると個人的には思っている。むしろ「司法教育」よりも「法教育」という言葉でもう少し幅広く展開し，その中で裁判員の教育も位置づけた方がいいということになってきたのが現状である。法務省の『は

『はじめての法教育』という中学校の教材の方へと展開していき、今は「法教育」という言葉が定着しているのではと考えている。

さて、資料としてアメリカの小学校や幼稚園の教材、熊さんの教材を配ったが、これは、遊んでいるときに蜂蜜を見つけた熊のローランドが、蜂蜜をどうするかで悩むというお話で、お母さん熊は、社会で大切なものはみんなに分けるべきだといい、どうするのが正しいかを考えさせる教材になっている。この熊さんの蜂蜜配分問題、配分的正義問題に最初に興味をもってくれたのは、日本弁護士連合会の法教育委員会の方々であった。ところで、アメリカの幼稚園で子供たちがやっている問題すなわち、配分的正義などについて、日本の子供たちだって、機会があれば、その意味をわかってくれるのではと私は思っている。こういうものを本当に幼稚園の子供たちが勉強しているのか、アメリカに見学に行き、結局日本の学校でもできるんじゃないかという形で動き始めたのが法教育の最初であり、およそ6年ぐらい前のことであったと思う。このときには個人的には裁判員制度なんて想定しておらず、司法制度改革があろうがなかろうが、法教育を伝えるべきだという考えで教材を作っていた。その結果が、法務省の『はじめての法教育』という教材に結びついて行くことになった。教育の議論は、文科省に全部ゆだねないで、各省庁が教材として作ってみたいらいいと思う。これ自体は単なる参考書であるから、教育の場に行けば、本当におもしろいものは生き残って、それを文科省が使うだろう。とにかく何か法教育の教材を作ろうということで、『はじめての法教育』という形で幾つかの単元を作ったわけである。

韓国では、ここ1年半ぐらいで10冊ぐらいの教材を作り、台湾でも、アメリカで作られているものを訳して教材を作っている。中国でも、アメリカの本を訳していることを知った。このように、アジアの周りの国が、立法や法や司法が大切な時代が来たと教育としてメッセージしている。私としては、各国の教材を紹介して、それがきっかけになって日本独自の法教育のスタイルができて行けばいいと常々思って活動している。

法教育とは何かという形での全般的な議論に関しては、資料（江口勇治「「法教育」とは何か」市民と法 No.38 24頁）を配ったが、ポイントは、政治には政治の理屈があり、法には法の見方があり、法の力もあるから、法の固有な見方を伝えたい、国民がどう使うかは、日本の国民の問題なんだから、法の固有な見方の幾つか典型的なものを伝えたいということにあると、私は考えている。

それから、これまで民事的な考え方を伝える教材はほとんどなかった。どこにもなくて、問題が起きたら政府に訴えろとか、センターに訴えろとか、そういうことしか書いていない。自分の財産は自分で守り、自分の資源は自分で使うという契約自由とか私的自治の原則は、まず伝えるべきだ。法務省の教材でも、こういう最低限の原則を押さえた上で、例えば消費者問題の非常に難しい局面であれば、それは別な形で救済するというようになっている。また、法務省の教材では、現行の司法制度の手続を伝えるということで作っている。今後、裁判員制度として国民が司法の一部に参加するという点をどういう形で教育するのかということになっていくと思う。

ところで、ある方が「裁判官はいつもいい人で、裁判官の目で物を見るような形で裁判員制度の広報が行われているけれども、世の中そんなもんじゃない。」と言っていた記事をつい最近目にした。これは直感的に同意できる面がある。逆に言えば、検察の目や刑事の目で、いつも悪いことをこらしめるという形で教材を作っていけば、これもおかしいことになる。弁護人みたいにいつも正義の味方という形で作っていくと、これもおかしくなる。となると、そういう目を持たないで、ある意味で虚心坦懐に事件の事実をとらえ、我々が経験し、生きている社会の中でこうすることが大切だと伝える教材を作らなきゃいけない。それは相当難しいことになると思うが、そういうことを積み重ねる中で、日本の法教育は進んでいってほしいと思っている。

文科省は、法教育ということに関して、今まで一生懸命やろうと思っていなかったが、改正された教育基本法が法や司法の教育をある点では要請し始めた。教育基本法は、公共の精神を担いながら社会参画をしなさいと言っており、そのために具体的には、「正義」と「責任」という言葉を挙げている。「正義」と「責任」を理解させる教育の必要性が見えてきた。そうすると正義の理解は、結局は法や司法、政治の議論になってくる。今、学習指導要領は、法や司法を伝えることが既定路線になっており、小中高校、すべてに法や司法を伝えるということを宣言しているようにも見えなくはないと思っている。

実は私が大切だと思うのは、小学校や幼稚園のころから紛争にかかわり、公正に処理しようとする経験の充実だと思っている。親が出しゃばって問題解決していたら、間違いなく依存する体質の裁判員になる。自分で紛争処理をし、限界があれば、別な力のある人をお願いするという経験を踏んでいく。その方が自分の利益が十分に確保できるという経験を踏んでいくことにより、中学校の義務教育が終わるころまでに、知識として定着していこうと思っている。

小中高で法や司法の基礎的な考え方を何とか伝えられないかと議論が、今始まっている。こういった議論や今後まもなく出てくるであろういろいろな教材を見ながら、例えば群馬で普遍的かつ個別的な教材を、作ってほしいと思っている。法や司法は、基本的には一般的で普遍的であるべきだが、現実に生きている人々はその地域で具体、個別で生きているわけで、その中で意味がある教育をどう展開できるか。それは、多分ここにいらっしゃる先生方も知恵を出し合って、みんなで作っていく時代が来たと思っている。

#### 【上原功教諭（講演の要旨）】

群馬県内の高校においては、教育的な見解における法教育が実施されているという状況には至っていない。先生方の個人的な取り組みとしては、裁判所見学や弁護士の方を招いての講演、模擬裁判を行う「出前授業」も行われているが、それらは一過性のものになってしまう状況があり、統一的な見解のもとに継続的に取り組んでいく、そのような形で法教育に向かい合うことが必要なのではないかという状態である。資料の中に、教科書の中で法教育に関係するページを抜き出したものがあるが、これ以外の従来からの司法の仕組みを取り扱うページについては、私が高校生であった二十数年前と余り変わってはいない。ただ、現在は、

それに、考えさせるページすなわち課題追求学習のページが加わっている。子供たちは小・中学校で法教育を受けていないので、そのページの学習を始めると、多くの生徒は、自分を加害者の立場に置きかえてしまって、資料にあるような処分を受け、罰金が生じ、罰金の金額の多さに驚いて学習がおしまいという状態を出ていない。それでいいのかということで、法教育をきちんと教えなければいけないと考えている。また、現在使っている資料集では、裁判員制度の是非が取り扱われているが、法教育という点からすると、将来裁判員になったときに適正な判断を下す能力を形成するための教材が求められているのではないかと考えている。政治・経済や現代社会の教員はすべてが法律関係の世界から出ているわけではないから、どの先生でも子供たちに判断力を身につけるといところで使える教材の開発も、行わなくてはならない。個人的な取り組みを行っている教師もいるが、県下全体で統一的な法教育の共通理解を図るといのは、これからということになる。

これからの方向性であるが、高校教育研究部会の中に公民部会があり、現在県内の公民科（現代社会、政治・経済、倫理）の先生と弁護士の方々が連携し、本年度から会合を設けて、法教育をどのように進めていくかという話し合いができる段階になっており、将来的には統一的な見解のもとに法教育を推進し、その上で誰もが使える教材の作成を目指していくという方向性の確認を行った。法教育研究会の「はじめての法教育」を参考にしているが、法教育は知識ではなく思考型の教育でなければいけないということから始まり、現在では「統一見解による共通基準案」という形でまとまった。具体的には、考えることによって適正な正義感を形成する、適正な正義感のもとにきちんとした判断を下すことができなければ裁判員としての判断ができないのではないかと考えている。法教育の目標を全部で5項目掲げており、一番クローズアップして考えているのが、「個人の尊厳や法の支配などの憲法及び法の基本原理を十分に理解させ、自立的かつ責任ある主体として、自由で公正な社会の運営に参加するために必要な資質や能力を養い、また、法が日常生活において身近なものであることを理解させ、日常生活においても十分な法意識を持って行動し、法を主体的に利用できる力を養う」力を身につけさせることが教育現場では急務ではないのかということである。具体的な例では、法を裁判員の立場で活用していくときに、裁判官の意見に引きずられず、自分の立場で、自分の判断で、そして自分の言葉で語るができる判断能力を形成させたい。そのために群馬県オリジナルの教材の作成に着手したいと考えている。「はじめての法教育」の中に教材が何本も掲載されているが、この教材に入る前に、法とはどういうものなのかを考えさせる授業を一つ入れなければならないと考えている。弁護士との話し合いはまだまだ詰めなければならない点も残されており、これからの段階というのが実情である。

これからのこととして、高校の公民部会では、法教育とは何なのか、その目的とするものは何なのか、その目標を達成するためにどんな教材を使っていけばいいのか、そしてその教材を使って果たして効果があるのか、評価の問題にまで踏み込んでいながら、授業の中で法教育の展開を行っていく取り組みを実現していきたい。授業で展開した内容を弁護士の方

々や裁判所の皆さんとの連携の中で出前授業で確認することができれば、非常に素晴らしい。そうすれば、子供たちの判断力の形成にも貢献できるのではないかと考えている。そこに至るには、高校だけでなく、小・中学校との連携を視野に入れ、先進的な取り組みをしている他県との連携も必要で、かなり速いスピードで話を進めても相当時間が掛かると思われる。一過性にならないよう気を引き締めて取り掛かっていく必要がある。私は、学習指導要領の中で公民の現代社会、政治・経済、倫理、いずれの科目も法教育を扱うのに適した単元があると考えている。そして公民科だけでなく、他の教科、科目でも十分扱うことが可能だと考えている。しかし、公民科以外の教科、科目と連携するには、各学校でのカリキュラムの問題、連携のできる教科や科目が異なる学年に割り当てられている場合にどうするのか、ロング・ホーム・ルーム等で扱おうとした場合に専門的分野ではない先生がどこまでの専門性、あるいは言葉を使って効果を上げられるのかといった辺りも検証する必要がある。

#### 【森尻利明教諭（講演の要旨）】

群馬弁護士会、県教委の呼び掛けに応じて、桐生市立広沢中学校が群馬県で一番最初に模擬裁判の授業を実施した。平成17年1月に中学3年生2クラス48名を集めて実施し、模擬裁判の事例は、子豚がオオカミを殺したという内容で、裁判官役は弁護士の矢田健一氏が務めた。事前に刑事裁判の仕組み、裁判の三審制について公民の教科書で授業を行い、裁判所が作った「私たちの裁判所」というビデオを見せて仕事内容等を学習した。また、模擬裁判をやっただけでは一過性で終わってしまうので、法教育というのはどういうものかということ伝えていくために、模擬裁判後に、江口先生の「私たちと法」というテキストをもとに伝達講習という形で理論研究会を行った。先ほど「判断力の育成」という話があったが、私たちが目標としているものは、理想的な市民、社会科の目標である公民的な資質の向上、そして、最終的には個人が尊重される民主主義社会を作っていくことにある。裁判員制度もこの中にあるんじゃないか思っている。法教育というのは、やることに意義があるんだと思う。

法教育の学習内容には、「権威」、「プライバシー」、「責任」、「正義」がある。中学生にとって、「プライバシー」や「責任」は比較的できていると思う。しかし、「権威」と裁判員制度の中で特にかかわってくる「正義」については、怪しい部分がある。私は、「権威」というのが非常に大切だと考えている。法を守るという意識、親や先生の言うことを聞くという意識が欠けている。「権威」というものをしっかり教えていないからではないのかということが考えられる。みんなでリーダーを選び、そしてリーダーに従っていく。もしリーダーがだめだったら、新しい人が立って、みんなで新しいものを作っていくという姿勢が大事なのではないか。今までは地域の人や親が教えていた「権威」ということを教えることが少し欠けているということが考えられる。

教育現場が抱えている課題としては、教育課程（カリキュラム）の整備がしっかりしていないことが挙げられる。法教育を社会科、道徳、どの教科で扱うのか、また何年生でやるのか等がしっかりしていない。各学校の中でどう扱うのか、この部分は社会科で、この部分か

らは家庭科でとか、道徳でとか、総合的な学習の時間で、そういうものがしっかりしていない。教員によって取り組みが違う。さらに、発達段階に応じた指導体制というのがしっかりできていない、例えば教材を作ったのに高校の実態、クラスの実態に合わないということがある。教材は、教える人が自分で作らないと合わない。そういうところが難しいのではないか。「裁判員制度との関連」「法教育を指導する指導側の不安」という点については、日本全国すべての学校で同じように学習できる体制づくりといったことが課題となっている。

その解決策であるが、まずは、新学習指導要領の整備、法務省と文科省との連携をしっかりしていく。各学校で法教育担当者をきちんと設置し、担当者を集めて指導者研修会を開くなど組織的な取り組みをする。学校だけではなく、実際に裁判員になる社会人が学社連携による生涯学習としての取り組みを法教育でやる。それには、コーディネーターが必要であり、法教育研究会などを中心とした計画的な運営推進を行う。不安などの解消のために情報交換や啓発活動を行う場を設けるためのウェブページを充実し、小中高成人の一貫した指導プログラムを用意することなどが考えられる。

キーポイントは中学校3年生である。この時期に法律について学ぶからであり、裁判の仕組みや手続、憲法についての学習を行う。高校に行くと選択制などのため全員が学ぶことはできない。道徳教育と法教育を絡め、大人については生涯学習と裁判員の研修を絡めたい。そういうふうに法教育を生涯学習と関連づけた指導体系を構築することを提案する。中学校3年生は、国民全員に伝達できる唯一の年代であるが、発達段階や学習時間、指導態勢等の問題を考慮すると、全部教えることは無理がある。プログラムとしては、例えば三つに分け、中学校3年生前の時期、中3からの憲法、法律について学ぶ時期、そして大人になって裁判員になる資格のできる時期、それぞれの時期で法教育学習プログラムを作成したいと思う。学校教育と社会教育、社員教育等で法教育のプログラムというのを実際に出前授業などで結んでいけたらいい。そのように連携することで組織的、意図的に指導体系が確立できると考えている。

最後に、「効果的な法教育の推進」ということでまとめるが、一つは、出前授業だけでなく、法教育の視点を取り入れた日常的な教育活動を行うということが挙げられる。法教育とは何かということすべての先生が知って、その視点を取り入れた学級経営を行ったり、道徳や各教科を行ったり、そういうのが大切ではないか。この後は大人向けであるが、裁判員制度を推進する積極的な啓発活動を行うこと。裁判所や法曹界だけでなく、生涯学習と関連づけて研修を行う。裁判員制度を契機として、市民を育てる市民教育の国家プロジェクトとして、日本の国を挙げてこれを行えばよいのではないかと考えている。

#### 【意見交換】

(委員)

裁判員制度の導入に関するアンケート結果等を見ると、参加に消極的な人がかなりいる。導入に向け、または導入後も法教育という部分の取組をかなり行っていく必要がある。また、「法教育」という言葉は、そんなに大上段に構えることなのか。もっと身近な教育、やり方

があってもよいのではないか。法教育として行われていることとして、模擬裁判、裁判所見学、傍聴しか思い浮かばない。学校教育の流れの中で、そのとき限りで終わっているのではないか。法教育に携わっている方々が、それぞれに課題に取り組んでいるということは分かるが、模索してやっている段階、及び腰の部分はまだあるのかと思う。法教育の教材についても、もっと身近なところにはいっぱいあるのではないか。例えばコンプライアンスという言葉があるが、法令遵守、悪いことはやっちゃいけない、ルールは守りなさいという、そういった視点の方が、むしろ法教育に合っているのではないか。ケーススタディーの形で取り上げ、自分の考え、周りの人の考え、問題点は何なのかといった話をする。それぞれ小中高の各段階で取り上げるといったことが大切だと思う。

(委員)

講師の話では、法律の制度、司法制度だとか条文解釈ではなく、権威、プライバシー、責任、正義というものを学習するのが法教育であって、裁判所の仕組みとか、憲法の条文とか制度とかじゃない。それらはあくまでそういうことを考える一つの方法としてあるんだということが非常に強く打ち出された。道徳とドッキングしていくという話が出たが、法的な意味でのルール性とか規範意識と道徳倫理的なものとの関連を法教育ではどう考えているのか。

(江口教授)

道徳とかコンプライアンスの話があったが、法というのは、約束を守らないというのを、契約不履行や、不法行為問題としたりして、色々な角度から見るのだろうと思う。そういう目はどこかで育ててあげないと、現実と関係ない規範という形で道徳規範が動き始めたときに、機能しなくなるのではないかと心配している。命は守れと言っているけど、現実には守っていないような社会がある。やっぱりどこかで道徳規範を救うためにも、法規範なり、比較考慮するような、少し違う軸足みたいなものを用意してあげれば良いと個人的には思っている。また、法教育が万能だとは、だれも思っていないと思う。法の限界もあるし、道徳の限界もあるのが、現実ではないか。

次の質問であるが、先ほどの教育基本法の改正の検討を踏まえて、文科省は今後、法教育的な教育をさらに進めようとするのではないかと思う。それに関連して、一つは、公共の精神を担うこと、社会参画をするために、納税の教育、勤労の教育、法の教育といった側面がまず強調されそうにも思う。これは、公共の精神を担い、社会参画するために必要だという形で、まさに政策的に法教育が問題にされるだろうということである。もう一つは、善悪の判断などは、小学校のうちにしっかりと道徳教育で行い、中学校では、道徳に関する討論や法に関する学習、キャリアに関する学習などを一生懸命考えて、道徳規範の育成へと展開させるという考え方である。道徳規範と法規範が、日本の場合には、どちらかというとも一致しているから、意外とやりやすい面はあるので、うまく行く面が多々ありそうにも思う。そのために、法はどこまで価値があるのかという教材を作っていくべき時代ではないかというのが私の主張である。

(委員)

上原教諭が言う統一見解を持って、指導していくということは大切だと思うが、あまり統一ということを使うと、生徒から吸い上げるということが果たして可能だろうかというようなイメージを持った。しかし、森尻教諭は「権威」ということを言っていたが、社会規範というようなことであればよく分かる。江口教授の話でも裁判官も全く正しいわけじゃないところで、国民の一人一人の意見が大事にされるというのが裁判員制度かなと思う。そこで権威、権力を持った人についての教え方が、万が一誤った方向に行ってしまうと、取り返しがつかないなというふうに感じた。最後に、なぜ教材として3匹の子豚とオオカミを題材に取り上げたのか。

(森尻教諭)

権威と言ったが、規範意識ということで間違いないと思う。ただ、なぜ法律を守らなくてはならないか、なぜ先生の話聞くのかなど、本当に基本的なことができない子供たちが実際にいる。言葉から教えるのではなく、いろんなプログラムの中から「権威」というのを自分の概念として形づくり、リーダーを立てたら自分で守っていく、そういうものを概念として教えていく必要があると思う。3匹の子豚の例については、弁護士会の作った教材があったので、子供の実態に合わないものをカットしながら使っている。まだ子供全員が分かるというものではなく、半分分かるかどうかというような難しい内容であり、子供の実態に合うものを提供する必要があると思う。

(江口教授)

殺オオカミ事件はアメリカの弁護士会が作った代表的な教材で、オオカミの側に立てば、要するに過剰防衛じゃないか。そういう目で見るとこの事件も違う見方ができて、法の権威というものが根づいていく。法の権威の根源は、個人の在り方の中にありそうにも思う。これは、日本人にはおそらく難しい面もありそうである。

実は、法教育なんていう言葉は欧米の国家にはどこにも根づいていない。スウェーデンでは法教育なんかやっていないと言われがっかりしたが、次の日、裁判所には中学生がいっぱい法廷傍聴に来ており、教育の中に見事に生きている。アジアでは、法教育を全体的な、集合的な考え方として持っていくが、そうでないように教材として作っていくのは、これからの問題のひとつであると思う。

(上原教諭)

統一見解と言ったのは、難しいことをだれにでも理解してもらえ易い言葉に置きかえて、それで伝えるときの共通理解が必要であろうという意味で使った。先ほどの教材の話にもかかわりがあるが、公民部会の中で、法教育を研究の対象としてよいかと伺いを立てたところ、その話題を通り越して、法教育をやるんだったらこの視点からやろうというふうに議論が進んでしまった。それだとゴールが全部異なってしまうわけで、共通のゴールというものを重ね合わせていかないと、進むべき方向がばらばらになってしまうということもあって、そういった意味でも統一という表現を使わせてもらった。題材は多くの先生がたくさん持つ

ているが、ばらばらに現場の教員が子供たちに伝えていって、本当に効果が上がるのかというところで、統一的な見解という表現を使った。

(委員)

もし学校の方で色々チャレンジが可能であれば、裁判員制度は始まっているわけではないので、ゴールは一つに決めなくても、色々やっただけであればおもしろいと思う。

(委員長)

委員の申出に基づき、県立高校の入試問題に裁判員制度を取り上げたものがあつたという新聞記事を配布した。県立高校の入試に出るくらいだから、中学の社会科では、このベースになる教育はもう相当程度行われているんだなというふうに、感慨を持って読んだ。

(森尻教諭)

この問題は、裁判員制度とはどういうものですかという問いに答えるものになっているが、制度が更に普及し、法教育の内容、学習内容も進んでくると、論理的に一つの事例から答えるとか、記述で判断して答えるような問題になってくると思う。この中身というのを見たときに、学校現場ではそれほど教えてはいないのではないか。

(委員長)

次のステップは、まさしくそうだろうと思う。しかし、既に中学で裁判員制度という言葉について自分で説明ができる程度には取り上げて、教育が実践されているからこそ、入試問題に出たんだろうというふうに受けとめた。

(委員)

上原教諭から裁判員制度に関する補助教材の紹介があつたが、学生は、裁判員制度の狙いという点については、かなり理解しているのか。

(上原教諭)

まず、法曹界の人口、諸外国との比較、日本の裁判がいかに国民と距離があるかといった資料を見て、国民の裁判への参加は一体どういう視点で変わっていくんだろうかということ学習した上で、「対論バトル 裁判員制度を考える」というページにつながるという構成をこの資料集は取っている。対論バトルに至るまでの内容は資料によって様々で、どの資料を使って、どう展開するかという先生の力量によって理解の度合いは違って来るとというのが現実である。

(委員)

この資料では、賛成の理由として「裁判官は裁判所内で純粋培養され、一般社会との接点が少ないことから」云々といった表現があるが、これは極論で、あまり適切な表現ではないのではないか。

(上原教諭)

その点は、私も同じ意見を持っている。資料によっては極端な表現もあり、色々なものを見なければと話しているが、授業時間も限られ、裁判官がどんな研修を積んでいるのかといった細かい話はできないのも実際である。

(委員)

この表現では、現在行われている裁判があまり公平にされていないのではないか、一般国民の理解と違うのではないかというギャップが生じてしまうのがこわい。

(委員)

裁判員制度が始まるから法教育が必要だというのが、政治課題とか社会のニーズみたいなものによって、教育がその必要に迫られるというのは、どうなのかという気もする。

(江口教授)

私は、法曹三者が、国民に対して正しく説明してこなかった、全部文科省という枠組みを使って教育はやるべきだということでやってきたツケが回ってきたのだと思うこともある。教育を国家の枠組みの中で流し込むというのは、教育の一部であって全部ではないということ、国民は早く理解すべきだと思っている。法や司法や政治の教育の一部は、法曹三者が伝えられる面がある。日本の法曹三者はお互いに歩み寄って法教育に関する取り組みをやってくれているし、マスコミも連携してやってみようという形があり、だからこれだけの大きな力になってきたと思っている。

(委員)

高校では文科系と理数系が分かれたりするので、基本的な法教育は、中学校教育までに終わらせておく必要があるのではないか。

(江口教授)

中学校までに最低限のことは伝えなければいけない。刑事手続を教えていないのに、裁判員制度がぽっと出てくるのがおかしいので、刑事手続の基礎も中学校のどこかで伝えなきゃいけないのではないかと思う。これは、法曹三者、特に検察はしっかりと伝えるべきではないかとも考えているが。

(委員)

権威に従うという話もあったが、法を考えるとときに大事なものは、法は変えられるということだと思ふ。できたものを守るが、それが合わなければ変えていいんだと、私たちが変えていく力を持っているんだということ。だから、裁判員制度というのは義務でもあるけれども、むしろ、司法に参加するチャンスをもたらったんだと、権利でもあるんだと。権利を守るという役割を担って法律が機能しているんだ、今の暮らしを守っているのが法律なんだという積極的な位置づけが必要なんだと思ふ。ルールというのは私たち自身のためにあるものなのだと、そしてそれは変えられるのだということ、しっかり子供に教える必要があると思ふ。

今日の講演を聴くと法教育ということでシステムとして合理的ですばらしいようにうかがえたが、日本の場合は、国連の人権委員会から、法曹自体がより人権について学べという勧告を受けたりしている。だから、法曹もそうでない方も、今学ぶ必要があるのではないだろうか。ちょうど裁判員制度というのがいい契機で、それでいや応なしに裁判所と市民との距離が縮まってきた。このチャンスに本当に誰もが学ぶという、そういう形で法教育が広がっ

ていったらいいと思っている。特に法曹に対して人権教育をしろというような勧告が出たりしている辺りについてはどう考えるか。

(江口教授)

利害が相反しているのだから、頑張っただけ教材を三者それぞれが作ってみると勉強になると思う。裁判員制度では、事実の見方にしても、法曹三者それぞれに言いたいことは違うわけだから、各々の教材が出てきて、しかも統一した教材と見比べながら学習する目を持っていくと、例えば人権の問題も、実際の事件の中で見事に違う見方をしてくるから、学んでいく価値が高まるのでは。

(委員)

弁護士会も出前授業等色々やっているが、一時的なものに終わりがちで、先生方が中心になって法教育というものをやってもらえないかというのが弁護士会の希望だった。既に学習指導要領との整合性といったことも考えながら実践として取り組まれているということも勉強させていただき、今後、非常に良い展望を持てた。道徳教育と結びつけてやることについて、やや不安もあり、根底には批判的な精神というか、制度というのは変えることができるんだというところは当然ある。道徳で教えるということ、秩序を守るということ、ルールは守るということにすぐ結びつくと、全く正反対のものになると思うので、そこは十分徹底していただくようお願いしたい。

法律家の役割については、江口教授が言われたように、全部を統一して何かするというわけにはいかないと思う。共同でやることはあると思うが、弁護士会は弁護士会でやれることをどんどんやる。裁判所もやっていただいて、良いものが残っていくとか、支持されるということになると思う。

(上原教諭)

出前授業などに関しては、教室で学んだことが実際に世の中で行われているんだという確認を、弁護士の方々とタイアップ、あるいは御助力をいただきながらできればと思ってる。先ほど、法は我々の権利を守ってくれるものだという話があったが、その話を高校生にすると、8割方の生徒が、えっという表情をする。ルールというものは我々を束縛する、あるいは裁くもので、権利を守るものという意識は高校生の初期の段階では余り見受けられない。その中で、何のためのルールなのかといたら、人々の権利を守るものであり、ペナルティを受けるというのは実は本来の趣旨とは違うということも話をしている。そのあたりは中学から高校、そして大学に行く中での発達段階に応じて、3か月から半年違うだけで生徒の理解もどんどん変わっていく。そういう状況の中で我々は伝え続けていかなければならないことだと認識している。

(委員)

私も専門は旧社会科で、特に高校の公民は教科書を全く変えてほしいという気持ちを持っていたので、この法教育というのがその点を考えるきっかけになってくれるとありがたいと思っている。今日お話しいただいた2人の教諭のような方々を我々がもっと支えていきなが

ら、法教育というものを根づかせて行かなければならないと考えている。

(森尻教諭)

実際に裁判員になった場合、裁判所ではどのような研修を受けるのか。

(委員)

裁判所で特に研修をするということはない。選ばれた方には簡単な刑事手続の説明とか基本的な概念の説明はするが、時間も30分も掛けないことになると思う。それと裁判の場面で、問題になるようなものについての説明を単発的に行うといった程度になると思う。

(委員長)

一般的なことは前段階の学校教育を含めた、それが広い意味での法教育なのかもしれないが、そういうことに委ねられているというのが実情だと思う。

本日は大変貴重なお話をたくさん聞かせていただき、講師の先生方にお礼を申し上げます。

本日は意見交換まで踏み込めなかったので、次回のテーマは、法教育の続きで、各委員の意見をうかがうこととし、最高裁判所が最近作った裁判員制度の広報用映画を御覧いただいた上での感想、意見をうかがうことも併せて行うということで、いかがか。

(各委員異論なし)

以上